

## I 工事概要

### 1 工事場所

### 2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備 考
宿舎	RC	2	2098.18		

### 3 工事種目 (○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外			
		宿舎			
電 灯 設 備		○			
動 力 設 備	幹線、分岐	○			
電 熱 設 備	幹線、分岐	・			
雷 保 護 設 備		・			
受 変 電 設 備		・			
電 力 貯 蔵 設 備		・			
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	・			
発 電 設 備		・			
構内情報通信設備	L A N用配管	・			
構 内 交 換 設 備	電話設備	・			
情 報 表 示 設 備	時計設備	○			
映 像 ・ 音 響 設 備					
拡 声 設 備		○			
誘 導 支 援 設 備	インターホン・トイレ呼出し設備	・			
テレビ共同受信設備		・			
監視カメラ設備					
駐 車 場 管 制 設 備					
防犯・入退室管理設備	予備配管				
自動火災報知設備		○			
自動閉鎖設備		・			
非 常 警 報 設 備	非常放送装置				
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
構 内 配 電 線 路		・			
構 内 通 信 線 路		・			
太陽光発電設備		・			
昇 降 機 設 備					・

### 4 図面目録

番号	図面名称	番号	図面名称
1		21	
2		22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

## II 工事仕様

### 1 共通仕様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁業務部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成25年版)」(以下、「標準仕様書」という。), 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成25年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。 )及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成25年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を用いる。

### 2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
-----	---------

- 機 材 等 本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員に報告する。
- 機材の品質・性能証明 下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承認を受ける。

材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名
・ LED照明器具	・
・	・
・	・
・	○ その他、監督員の指示によるもの

  - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
  - 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
  - 安定的な供給が可能であること。
  - 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。
  - 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名
・ LED照明器具	・
・	・
・	・
・	○ その他、監督員の指示によるもの

- 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- 安定的な供給が可能であること。
- 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。
- 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。
- 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

- 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。
- 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。
- 接着剤はフタル酸ジエーノープチル及びフタル酸ジエー2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。
- 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。
- 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを放射しないものとは放射量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放射が極めて少ないものとは放射量が第三種のもの、原則として規制対象外のものを使用するものとする。

ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。また、「ホルムアルデヒドの放射量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放射量	該 当 す る 建 築 材 料
	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品
	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品
	③下記表示のあるJAS規格品
規 制 対 象 外	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
	b 接着剤等不使用
	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない材料使用
	d ホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用
	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料使用
	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射させない塗料等使用
第 三 種	①JIS及びJASの F☆☆☆規格品
	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品
	③旧JISのE○規格品
	④旧JASのF○○規格品

- 施工条件明示項目
- 電気保安技術者
  - 公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」
- 電気工事士
- 実施工程表及び施工計画書
  - 公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」
  - 工事現場の電気工作物(電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。
  - 契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士より施工を行う。
  - (1)実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。
  - (2)工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員に承認を受けること。
- 使用材料発注し調書
- 発 生 材 の 処 理
  - (1)引渡しを要するもの ○無 ・有 ( )
  - (2)引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。
  - (3)特別管理産業廃棄物 ・無 ・有 (PC使用機器・関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。)
  - (4)再利用又は再資源化を図るもの ・無 ・有 (・廃蛍光管 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類)
- 監督員事務所
  - 設けない ・設ける(規模: )
  - ・備品( )
- 工 事 用 仮 設 物
  - すべて請負者の負担とする。
  - 構内に作ることが ○できる ・できない
- 足 場 ・ さ ん 橋 類
  - 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。
  - ・本工事で設置する。
  - ・内部仮設足場等(・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・)
  - ・外部足場 ( ・A種【施工箇所に特設足場を設ける。】 ・B種【施工箇所に単管本足場を設ける。】 ・C種【仮設ゴンドラを使用する。】 ・D種【移動式足場を使用する。】 )
- 工事用電力・水・その他 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に

項 目	特 記 事 項
⑬ 工 事 写 真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。
⑭ しゅん工時提出物	監督員の指示による。
⑯ 再 使 用 機 器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。
	ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
⑰ 耐 震 施 工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。
	(1)設計用水平地震力
	機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。
	なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。

設計用標準水平地震度

設置場所	機器種別	○特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上階階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中 間 階	水 槽 類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
地下・1階	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6

(※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。

◎重要機器の定義は次による。

・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置

◎上階階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、

10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。

(2)設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章の2節8.2.4及び10節による。

(2)上記以外の機器類は建築工事改修仕様書6章による。

(引抜き試験を ○実施する ・実施しない)

電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。

(1)EM-EFFは紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「イ対付付 EM-EFF」と表記されたものを使用する。

(2)EM-UTPは JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。

埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。

長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線棒を挿入する。

下記の露出配管は塗装を行う。

○屋 外 ○屋 内 ( 機 械 室 )

・A種【山砂の類:水締め、機器による締固め】 ○B種【機切り土の中の良質土:機器による締固め】

・C種【他現場の建設発生土の中の良質土:機器による締固め】

・D種【再生コンクリート砂:水締め、機器による締固め】

・管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める

・増外露出処理 ○構内の指定場所に敷き均し

(1) 地中線路には、ケーブル埋設溝をもうける。 ・鉄製 ○コンクリート製

(2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設保護シートを敷設する。

(3) 配管埋設溝が750mmを超える場合は、地中線埋設保護シートは2条以上敷設する。

(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。

(2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。

図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・金属製 ・樹脂製

ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を塗装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。

タンブラスイッチは運用形とする。

壁付けコンセント(2P15A)は原則として運用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用し良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。

本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。

○ 測定場所: ○ 各室(測定箇所数 箇所) ○ 廊下 ・ 階段

用 途: ○ 非常用照明 ○ 一般照明

・ 学校施設における室内照度測定(測定教室: 箇所、測定風板面: 箇所)

※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する。

(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。

(2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。

長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目

<資材> ・照明制御システム ・変圧器 ・( )

<建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器

工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議する。

(1)次の保険等に付さなければならない。

① 保険の種類 建設工事保険(請負業者損害賠償責任担保特約付き)又は組立保険(請負業者損害賠償責任担保特約付き)もしくは火災保険及び請負業者賠償責任保険とする。

② 保険の目的物 工事目的物及び工事材料とする。

③ 保険期間 工事着手の日から工事目的物の引渡し日までとする。

④ 保険金額 請負代金に相当する金額以上とする。

(2)工事期間中請負者の責任において労災保険に加入し、その費用は請負者の負担とする。

⑭ 工事実績情報の登録について	(1)工事請負額が900万円以上の工事については、工事実績情報(工事カルテ)の登録をすること。(ただし、工事請負代金額900万円以上2,500万円未満の工事については、受注時・訂正時のみ登録するものとする。)
	(2)登録する場合は予め監督員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
	①工事受注時 契約締結後10日以内
	②工事内容の変更時 変更契約締結後10日以内
	③工事完成時 工事完成後10日以内
⑮ 工事検査	(1)施工中において工事検査課職員または、発注機関の長の指定する職員による抜き検査を実施することがあるので、検査に協力すること。
⑯ 施工図等の取扱い	(1)施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は発注者に移譲する。

### 3 ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)

- ・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
- ・ブロックの仕様は国土交通省仕様基準とする。
- ・ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
- ・配管通路部は、原則として埋巻きコンクリート(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテコ#200で補強する。
- ・補強方法については、あらかじめ監督員にHDI等製作用を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No.ー	1,500×1,500×1,500D	底部 GL-1,740以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,200×1,200×1,500D	底部 GL-1,700以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,400D	底部 GL-1,600以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(アルミ梯子付)
○	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,200D	底部 GL-1,100以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×900D	底部 GL-1,060以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	900×900×1,100D	底部 GL-1,260以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.ー	800×800×900D	底部 GL-1,060以上	蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既製足場付)
・	ハンドホール No.ー	600×600×680D	蓋 WPM-60A (Eマーク入)		(既製足場付)
・	ハンドホール No.ー	450×450×680D	蓋 WPM-45B (Eマーク入)		※植栽帯等車両の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る

### 4 接地極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・	A 種 接 地	鋼板1.5t×900×900	補助接地棒(連結式10φ×1,500)	埋設深さ 2m	埋設棒(黄銅製又はステンレス製)
・	B 種 接 地	鋼板1.5t×600×600	補助接地棒(連結式10φ×1,500)	埋設深さ 2m	埋設棒(黄銅製又はステンレス製)
・	C 種 接 地	鋼板1.5t×300×300	補助接地棒(連結式10φ×1,500)	埋設深さ 1.5m	埋設棒(黄銅製又はステンレス製)
・	D 種 接 地	接地棒(10φ×1,500)	埋設棒(黄銅製又はステンレス製)		

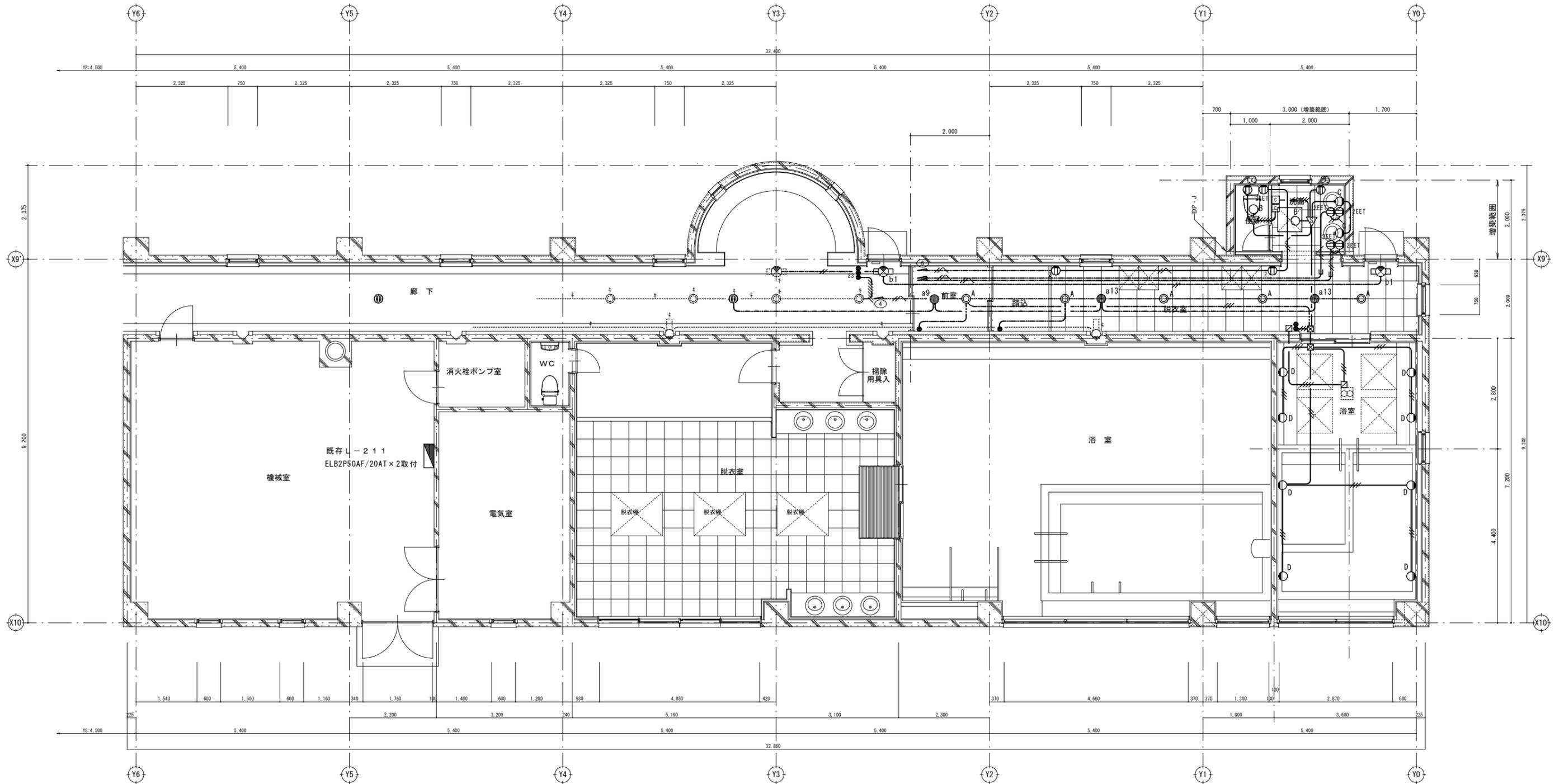
### 5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高(mm)
共 通	取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	時 計 ・ 振 動 計 ・ 拡 音	壁 掛 形 時 計	床 上 ～ 中 心	1,500
	引 込 閉 閉 器	床 上 ～ 上 端	1,800		子 時 計	上 端 (1,900 以 下)	
	警 報 盤	床 上 ～ 中 心	1,500		壁 掛 形 スピーカー	(天 井 高) × 0.9	
電 灯	分 電 盤	床 上 ～ 中 心	1,500	表 示 盤	ア ッ テ ー タ ー	上 端 (1,900 以 下)	
		(上端1,900以下)			表 示 盤	床 上 ～ 中 心	(天 井 高) × 0.9
	タンブラスイッチ	〃	1,300		壁 付 発 信 器	〃	1,300
	〃 (身障者用)	〃	1,100		ペ ル	〃	(天 井 高) × 0.9
	コンセント(一般)	〃	300		ブ ザ ー	〃	(天 井 高) × 0.9
	〃 (和室)	〃	150		押 ボ タ ン	〃	1,300
	〃 (視察等)	〃	500		〃 (身障者用押印)	〃	900
	〃 (台上)	台 上 ～ 中 心	150		身 障 者 用 表 示 灯	〃	2,000
	ブラケット(一般)	床 上 ～ 中 心	2,100		復 帰 ボ タ ン	〃	1,800
	〃 (鏡箱)	〃	2,500				
動 力	〃 (鏡上)	鏡 箱 ～ 中 心	150	イ ン タ ー ホ ール	壁 付 イ ン タ ー ホ ン	床 上 ～ 中 心	1,500
	遊 覧 口 誘 導 灯	床 上 ～ 下 端	1,500 以上		〃 (身障者用)	〃	1,100
	〃	床 上 ～ 上 端	1,000 以下		壁 付 位 置 ボ ッ ク ス		
	〃				(壁付インターホンを除く)		
電 話	壁 掛 形 制 御 盤	床 上 ～ 中 心	1,500	ホ ー ル	〃 (一般)	〃	300
	〃	(上端1,900以下)			〃 (和室)	〃	150
電 話	手 元 開 閉 器	〃	1,500	レ ビ ジ ョ ン 受 信 機	機 器 収 容 箱	床 上 ～ 中 心	(天 井 高) × 0.9
	操 作 ス イ ッ チ ・ 押 ボ タ ン	〃	1,300		ア ウ ト レ ッ ト	〃	
					〃 (一般)	〃	300
					〃 (和室)	〃	150
	室 内 端 子 盤	床 上 ～ 下 端	3				







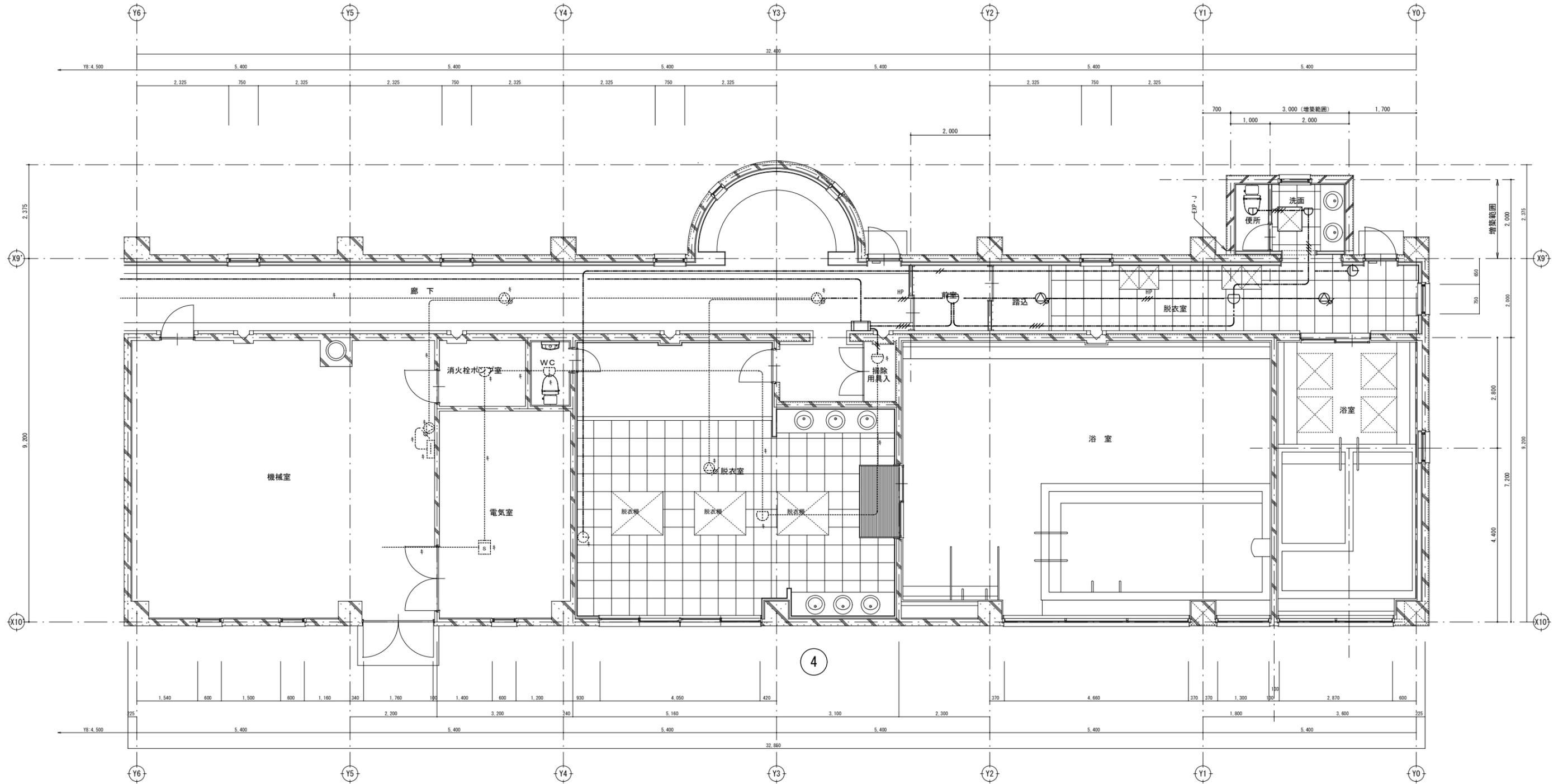
1階平面図 S=1/50  
(改修後)

ALTERATIONS & ADDITIONS	
1	
2	
3	
4	

登録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

JOB NAME	
令和元年度 地方創生拠点整備交付金 湯の丸高原荘小浴室改修工事	
SHEET TITLE	DATE
1階電灯コンセント設備平面図 (改修後)	H31・6

PROJECT & DRAWING NO.	
E-04	
SCALE	
A1 : S=1/50 A3 : S=1/100	



1階平面図 S=1/50  
(改修後)

ALTERATIONS & ADDITIONS	
1	
2	
3	
4	

登録	CHECKED	DRAWN	DRAWN	DRAWN

JOB NAME	
令和元年度 地方創生拠点整備交付金 湯の丸高原荘小浴室改修工事	
SHEET TITLE	DATE
1階弱電設備平面図 (改修後)	H31・6

PROJECT & DRAWING NO.	
E-05	
SCALE	A1 : S=1/50 A3 : S=1/100